

## 彦根市上下水道料金お客様サービスセンター業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、彦根市上下水道料金お客様サービスセンター業務におけるお客様サービスのより一層の向上と、さらなる業務の効率化を図るため、業務の受託を行い得る能力を有する事業者のうち、特に業務に対する意欲、資質および技術的能力が優れた者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定し、その者に業務を委託するために必要な手続きについて定めるものとする。

### (委託業務の名称)

第2条 本業務の名称は、彦根市上下水道料金お客様サービスセンター業務委託（以下「本業務」という。）とする。

### (委託業務の内容)

第3条 本業務の内容は、次の各号のとおりとし、その詳細は、別紙「彦根市上下水道料金お客様サービスセンター業務委託仕様書」のとおりとする。

- (1) 窓口受付関連業務
- (2) 開閉栓業務
- (3) 検針業務
- (4) 調定・収納関連業務
- (5) 滞納整理関連業務
- (6) メーター管理関連業務（財産管理を除く。）
- (7) 電算処理業務
- (8) 下水道使用料関連業務
- (9) 管路事故等待機業務
- (10) 下水道受益者負担金・分担金業務
- (11) 上下水道指定工事店業務
- (12) 関連する付帯業務

### (業務の委託期間)

第4条 業務の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

### (準備期間)

第5条 契約締結日から業務委託開始日までの期間は準備期間とし、当該期間に関する経費は受託事業者の負担とする。

### (委託料の上限額)

第6条 委託料の上限は、667,046,000円（5年間相当分とする。消費税および地方消費税

を含む。)とし、提案価格は、この上限額を超えてはならない。

なお、この金額は契約時の予定価格となるものではない。

事業者が独自に提案する項目を含め、見積金額が提案上限額を上回る場合、その提案は無効とする。また、提案内容に不要な内容が含まれていた場合、その分を減額しての契約締結となることがあるため、必要な協議に応じること。

(応募参加資格)

第7条 本プロポーザルに参加することができる者は、以下の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 単独事業者であること。
- (2) 彦根市長から彦根市入札参加停止措置に関する要綱(令和元年10月8日告示第104号)で規定する入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)で規定する参加させることができない者、または、参加させないことができる者、のいずれにも該当しないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て、会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始または破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 国税および地方税を滞納していない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に掲げる暴力団および暴力団員またはこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 政治団体(政治資金規正法第3条第1項に規定する政治団体およびこれに類する団体)および宗教団体(宗教法人法第2条に規定する宗教団体およびこれに類する団体)でないこと。
- (8) 個人情報漏えい、滅失、棄損または改ざんの防止、その他の個人情報の適正な保護および管理のために必要な措置を講ずることができる者であること。
- (9) 当該業務委託の目的達成に必要な従事者を配置できる者であること。
- (10) 給水装置工事主任技術者の資格を有する者を配置できる者であること。
- (11) 本業務について、給水人口が10万人以上の事業体での受託実績が2年以上あること。
- (12) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2および地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第12条の2の12の規程に基づき、彦根市上下水道部から指定公金事務取扱者の指定を受けていること、または、契約締結時点までに指定を受ける見込みがあること。

(実施スケジュール)

第8条 プロポーザルは、次のスケジュールにより行う。

番号	内 容	日 付
1	参加募集の公告	令和7年7月28日（月曜日）
2	参加申込書等の提出期限 （提出は、持参または郵送とする。）	令和7年8月29日（金曜日） 午後4時
3	資格審査結果通知	令和7年9月5日（金曜日）
4	提案書作成等に係る質問書の提出期限 （提出は、電子メールのみとする。）	令和7年9月12日（金曜日） 午後4時
5	提案書作成等に係る質問の回答	令和7年9月26日（金曜日）
6	提案書等提出期限 （提出は、持参のみとする。）	令和7年10月10日（金曜日） 午後4時
7	プレゼンテーションおよびヒアリング 見積書提出期限	令和7年10月22日（水曜日）予定
8	最終審査結果通知	令和7年11月18日（火曜日）予定
9	委託契約締結	令和7年11月28日（金曜日）予定

※注意点

- ① 提出期限における受付時間は、いずれも午後4時までとする。
- ② 書類の提出等は、必ず各項目所定の方法で行うこと。
- ③ 郵送または電子メールで書類等を提出する場合は、提出する旨を必ず事前に彦根市上下水道部上下水道業務課（0749-22-2722）へ電話連絡すること。

（参加申込書等の配布および提出）

第9条 参加申込書等の配布および提出は、次のとおりとする。

（1）参加申込書等の配布

彦根市ホームページ（<https://www.city.hikone.lg.jp/kakuka/jogesuido/3/27789.html>）に掲載

（2）提出期限

令和7年8月29日（金曜日） 午後4時まで（必着）

なお、郵送による場合は、配達日時が証明できる方法とすること。また、上下水道部が指示した場合を除き、提出後の書類の差し替えおよび再提出は認めない。

（3）提出場所

彦根市上下水道部上下水道業務課（滋賀県彦根市元町4番2号 彦根市役所本庁舎2階）

（4）提出書類

※注意点

- ① エ、オ、カの書類は、彦根市の入札参加資格者名簿に登録されている者については省略できるものとする。
  - ア. 公募型プロポーザル参加申込書（様式第1号）
  - イ. 会社概要書（様式第2号、その他会社概要を記したパンフレット等があれば添付すること。）

ウ. 業務受託実績表（様式第 3 号）

業務受託実績を証する契約書の写しまたは実績を証明する書類の写しを添付すること。

エ. 本店の国税および地方税に滞納がないことの証明書

オ. 商業登記簿謄本（提出日 3 ヶ月以内のもの）

カ. 財務状況関係書類（直近 2 ヶ年の貸借対照表および損益計算書）

(5) 提出部数

1 部（ただし、会社概要およびパンフレットについては 12 部）

（参加資格審査結果の通知）

第 1 0 条 参加資格審査の結果については、参加申込事業者に対し、公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書（様式第 4 号）で通知する。

（プロポーザルの辞退）

第 1 1 条 参加申込事業者は、公募型プロポーザル参加辞退届（様式第 6 条）の提出により、業務提案書を提出するまでの期間はプロポーザルへの参加を辞退することができる。

2 辞退届の提出は、持参または郵送とし、郵送する場合は、事前に彦根市上下水道部上下水道業務課に連絡すること。

（提案書作成等に係る質問受付）

第 1 2 条 提案書作成等に係る質問の受付は、次のとおりとする。

(1) 提案書作成等に係る質問がある場合は、公募型プロポーザル質問書（様式第 5 号）により質問内容を電子メールで提出すること。

メールアドレス [iyogesui-gyomu@ma.city.hikone.shiga.jp](mailto:iyogesui-gyomu@ma.city.hikone.shiga.jp)

(2) 提出期限は、令和 7 年 9 月 12 日（金曜日）午後 4 時までとする。

(3) 質問に対する回答は、令和 7 年 9 月 26 日（金曜日）午後 4 時までに行う。

(4) 回答は、すべての参加事業者に対し、原則として電子メールで行う。ただし、質問のあった事業者名は非公表とする。

（提案書等の提出）

第 1 3 条 参加事業者は、提案書等を作成のうえ、彦根市上下水道部上下水道業務課に令和 7 年 10 月 10 日（金曜日）午後 4 時まで持参すること。なお、提案書の提出部数は正本 1 部、副本 12 部とする。

提案書の作成にあたっては、日本語表記、日本工業規格 A4 版横書き左綴りで作成することとし、縦置きまたは横置きのいずれによることもできるものとする。A3 版を使用する場合は、折綴りとする。

また、提案書には目次を添付し、ページ番号を付すこと。（※提案書には、見積金額を記載しないこと。）。ページ数については、80 ページ以内を目安とすること。

(1) 業務提案書（正本および副本表紙）（様式第 7 号）

- (2) 配置予定業務責任者等の業務経歴書（様式第 8 号）
- (3) 業務従事予定者の配置表（様式第 9 号）
- (4) 業務実施体制に関する提案書（様式第 10 号）
- (5) 委託業務に関する提案書（様式第 11 号）
- (6) その他業務に関する提案書（様式第 12 号）
- (7) プレゼンテーションおよびヒアリング出席者報告書（様式第 13 号）

（選定方法）

第 14 条 受託候補事業者を選定するため、彦根市上下水道料金お客様サービスセンター業務委託受託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、別途定める事業者選定基準に基づき審査する。

（審査）

第 15 条 選定委員会は、提案書による書類審査を行うとともに、参加事業者からプレゼンテーションを受ける。

2 前項に定めるプレゼンテーションおよびヒアリングの実施は、次による。

(1) 実施日時・場所等

実施日は令和 7 年 10 月 22 日（水曜日）を予定しているが、実施日時・場所の詳細については、プレゼンテーションおよびヒアリング参加要請書（様式第 14 号）により参加事業者へ通知する。

(2) 実施時間

各参加事業者の持ち時間は 60 分以内とする。（プレゼンテーションは 30 分以内、ヒアリングは 20 分間程度とし、準備および撤収に係る時間は実施時間に含まないものとする。）

(3) 実施方法

- ア. プレゼンテーションの形式は、自由とする。電子機器を用いる場合、スクリーンは上下水道部で準備するが、パソコン・プロジェクター等はすべて参加事業者で用意すること。
- イ. プレゼンテーションは、提出された提案書に基づいて説明し、補足説明資料等その他の追加資料の提出および説明はできないものとする。
- ウ. 出席人数は、提案書等の内容を熟知している社員 5 名以内とする。
- エ. 参加事業者が 1 者の場合でも、プレゼンテーションおよびヒアリングを実施する。

(4) 質問

市がプロポーザルを実施するにあたり、提案に関して質問を行う。受託者がこれに対して回答した内容は、仕様書の一部として取り扱い、その内容は契約上の履行条件となる。

(5) 見積書の提出

- ア. 見積金額は、5 年間の総額および各年度の見積金額（消費税および地方消費税を除く）を表示すること。（任意様式）

- イ. 見積の明細を別途提出すること。(任意様式)
- ウ. 事業者が独自に提案する項目を含め、提案内容はすべて見積金額に含めること。  
なお、事業者による独自提案内容を採用しない場合、その提案に係る費用を契約金額から減額して契約することがある。
- エ. 見積書および見積内訳書は、厳重に封緘し、プレゼンテーション開始前に1部提出すること。

(選定結果の通知および公表)

第16条 水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）は、選定委員会から報告された結果に基づき、受託候補事業者を決定する。

2 管理者は、受託候補事業者として選定した事業者には公募型プロポーザル選定結果通知書（様式第15号）を、選定しなかった参加事業者には公募型プロポーザル非選定結果通知書（様式第16号）により通知する。

3 プロポーザルの選定結果は、彦根市ホームページで公表する。

(契約の締結)

第17条 管理者は、受託候補事業者と提案内容に基づき、契約条件等について協議のうえ、予定価格の範囲内で委託料を決定し契約を締結するものとする。

ただし、受託候補事業者との協議が成立しない場合または履行することができない何らかの事由が発生した場合は、プロポーザルにおいて次順位以下となった参加事業者のうち、評価が上位であった者から順に本業務についての協議を行うことができるものとする。

(失格事項)

第18条 参加者または参加者が提出した提案書等が各号のいずれかに該当する場合は、当該参加者は失格とする。

- (1) 本プロポーザルの提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 本プロポーザルの作成様式および記入要領に適合しないもの。
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (4) この要領および仕様書等に定められた以外の手法により、選定委員または関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めた場合。
- (5) 審査終了までの間に参加者が第7条に規定する条件を欠くこととなったとき。

(提案書等の取扱い)

第19条 提出された提案書等の取扱いは、次の各号による。

- (1) 提出された提案書等は返却しない。
- (2) 提案書等の作成および提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された提案書等は、審査および説明の目的にその写しを作成し使用することができるものとする。

(4) 提出された提案書等の著作権は業務提案者に帰属する。ただし、上下水道部が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、事業者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償使用できるものとする。

(書類の提出先および問合せ先)

第20条 書類の提出先および問合せ先は、下記のとおりとする。

彦根市上下水道部上下水道業務課

所在地 〒522-8501 滋賀県彦根市元町4番2号(彦根市役所本庁舎2階)

電話 0749-22-2722

ファックス 0749-24-4054

メールアドレス [jyogesui-gyomu@ma.city.hikone.shiga.jp](mailto: jyogesui-gyomu@ma.city.hikone.shiga.jp)

附 則

この要領は、令和7年7月28日より適用する。